

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

療養（補償）給付の請求書に係る派遣先事業主証明欄の追加について

派遣労働者が労災保険給付を請求する際は、派遣元事業主が、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 23 条第 2 項に基づき、災害の発生状況等について必要な証明を行うこととされていますが、派遣労働者については、その就労実態の特異性に鑑み、当該証明の根拠を明らかにさせるため、死傷病報告書の写し等災害発生状況等に関して派遣先事業主が作成した文書を療養（補償）給付以外の保険給付の最初の請求を行う際に添付させるほか、療養（補償）給付のみの請求がなされる場合にあっては、派遣先事業主に、当該請求書の記載事項のうち、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨、当該請求書の余白又は裏面に記載させることとされています（「労働者派遣事業に対する労働保険の適用及び派遣労働者に係る労働者災害補償保険の給付に関する留意事項等について」（昭和 61 年 6 月 30 日付け労働省発労徴第 41 号・基発第 383 号））。

このうち、療養（補償）給付のみの請求が行われた場合に、派遣先事業主に派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨を請求書の余白又は裏面に記載させることに関し、今般、「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和 35 年労働省告示第 10 号）」所定の様式を改正し、新たに派遣先事業主の証明欄を追加しました（平成 24 年厚生労働省告示第 180 号）ので、貴職におかれましては、このことをご了知いただくとともに、派遣労働者に係る請求については、今後下記の事項に留意の上事務処理を行っていただくようお願いします。

記

派遣労働者が療養（補償）給付のみの請求を行う場合は、派遣先事業主が、請求書の記載事項のうち派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨、当該請求書の記載欄に記載するよう、請求人や関係者の指導に努めること。

また、当該記載欄に記載がない請求書が提出された場合は、これを受理し、必要に応じて派遣先事業主に対し確認を行うなど、災害発生状況等の正確な把握に努めること。